

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則（昭和40年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

第13条の表(2)の項中「特別区民税・都民税減免及び森林環境税免除可否決定通知書（区税（種別割）を「特別区民税・都民税・森林環境税減免・免除可否決定通知書（区税（軽自動車税）」に改め、同表(3)の項中「軽自動車税（種別割）減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改め、同表(4)の項中「軽自動車税（種別割）減免可否決定通知書」を「軽自動車税減免可否決定通知書」に、「種別割の」を「軽自動車税の」に改める。

第16条の表(4)の項中「軽自動車税（種別割）納税通知書」を「軽自動車税納税通知書」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第17条の2の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

様式目次第12号の2様式の項を次のように改める。

第12号の2様式 特別区民税・都民税・森林環境税減免・免除可否決定通知書

様式目次第12号の3様式の項を次のように改める。

第12号の3様式 軽自動車税減免申請書

様式目次第12号の5様式の項を次のように改める。

第12号の5様式 軽自動車税減免可否決定通知書

様式目次第17号様式の項を次のように改める。

第17号様式 軽自動車税納税通知書


様式目次第25号の3様式の項を次のように改める。

第25号の3様式 軽自動車税減免申請書（身体障害者等用）

第12号の2様式を次のように改める。

番 号
年 月 日

あて

世田谷区長名 

特別区民税・都民税・森林環境税 減免・免除可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました特別区民税・都民税の減免及び森林環境税の免除については、地方税法第45条及び第323条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条並びに世田谷区特別区税条例第36条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

課税年度

減免決定内容

免除決定内容

減免理由

免除理由

賦課期日住所

納税者氏名

税額

減免・免除額

注 上記処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に世田谷区長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に世田谷区を被告として（世田谷区長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しを提起することができます。

第12号の3様式中「軽自動車税（種別割）減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改める。

第12号の5様式裏面以外の部分中「軽自動車税（種別割）減免可否決定通知書」を「軽自動車税減免可否決定通知書」に改め、「の種別割」を削る。

第15号様式の(3)中「（種別割）」を削る。

第16号様式裏面以外の部分を次のように改める。

第17号様式裏面以外の部分を次のように改める。

第17号様式 (第16条関係)

納付書(納入済通知書)
軽自動車税

加入者名	口座記号 番号	合計金額	円
収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分
納期限	通知書番号		

管区手数料	延滞金	円	合計金額	円	領 取 日 付 印
コンビニ 収納用					
	指定期限				
	バーコード 使用期限				

eL

納付書(原符)

公

加入者名	
口座記号番号	
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
通知書番号	
納期限	
指定期限	
領 取 日 付 印	

軽自動車税納税通知書兼領収証書

納税義務者	住所(所在地) 氏名(名称)		
課税年度	通知書番号		
課税年度			
種 別	軽自管理番号		
	車両番号(標識番号)		
備 考			
納 期 限			
税 額		円	

世田谷区長名 印

領収証書 公

加入者名	
口座記号番号	
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
通知書番号	
納期限	
指定期限	
領 取 日 付 印	

軽自動車税納税証明書
(継続検査用)

借取番号	
有効期限	
備考	

世田谷区長名 印

領 取 日 付 印	
-----------------------	--

納付者保管

第19号様式の(1)の3中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に改める。

第19号様式の(2)の1を次のように改める。

第19号様式の(2)の2中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に改める。

第19号様式の(2)の3を次のように改める。

第25号の3様式中「軽自動車税（種別割）減免申請書（身体障害者等用）」を「軽自動車税減免申請書（身体障害者等用）」に、「軽自動車税（種別割）の」を「軽自動車税の」に、「前年度軽自動車税（種別割）減免申請」を「前年度軽自動車税減免申請」に改める。

第26号様式の(2)及び第26号様式の(3)中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に改める。

第29号様式を次のように改める。

あて

世田谷区長名 印

納期限変更告知書

地方税法第13条の2第1項第 号の規定により、繰上徴収をするため、以下のとおり納期限を変更します。

変更理由							
変更後の納期限				年	月	日	時 分
納付（入）場所							
納税者又は 特別徴収義務者		住所（所在地）					
		氏名（名称）					
税目	賦課 年度	課税 年度	期別 (月)	未納額（円）	延滞金（円）	合計金額（円）	変更前 納期限
	通知書番号						
合計				円			
延滞金計算日		年 月 日					
備考							

この処分に不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対して審査請求をすることができます。また、上記処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に世田谷区を被告として（世田谷区長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

税目は以下の略称です。

普徴：住民税（普徴） 特徴：住民税（特徴） ※令和6年度以降の住民税は、森林環境税が含まれます。

軽自：軽自動車税 ※平成31年度から令和7年度までは軽自動車税（種別割）

第34号の2様式を次のように改める。

番 号
年 月 日

あて

世田谷区長名 印

徴収猶予許可書								
徴収猶予の申請のあったあなたの徴収金については、以下のとおり徴収猶予を許可しましたので、地方税法 の規定により通知します。納付計画を確実に履行してください。								
納税者	住所（所在地）							
	氏名（名称）							
猶予金額	税目	賦課年度	課税年度	期別（月）	未納額（円）	延滞金（円）	合計金額（円）	変更前納期限
		通知書番号						
	合計							円
	滞納処分費							円
猶予期間				年 月 日から		年 月 日まで		
納付計画								
該当条項				地方税法				
担保								
申請日				年 月 日				
<備考>								

この処分に不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対して審査請求をすることができます。また、上記処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に世田谷区を被告として（世田谷区長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。


税目は以下の略称です。

普徴：住民税（普徴） 特徴：住民税（特徴） ※令和6年度以降の住民税は、森林環境税が含まれます。

軽自：軽自動車税 ※平成31年度から令和7年度までは軽自動車税（種別割）

第35号の2様式を次のように改める。

あて

世田谷区長名 

徴収猶予期間延長許可書								
徴収猶予の申請のあったあなたの徴収金については、以下のとおり徴収猶予の期間の延長を許可しましたので、地方税法の規定により通知します。納付計画を確実に履行してください。								
納税者	住所（所在地）							
	氏名（名称）							
猶予金額	税目	賦課年度	課税年度	期別（月）	未納額（円）	延滞金（円）	合計金額（円）	変更前納期限
		通知書番号						
	合計					円		
滞納処分費					円			
猶予期間延長期間				年 月 日から 年 月 日まで				
納付計画								
該当条項				地方税法				
担保								
申請日				年 月 日				
<備考>								

この処分に不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対して審査請求をすることができます。また、上記処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に世田谷区を被告として（世田谷区長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

税目は以下の略称です。

普徴：住民税（普徴） 特徴：住民税（特徴） ※令和6年度以降の住民税は、森林環境税が含まれます。

軽自：軽自動車税 ※平成31年度から令和7年度までは軽自動車税（種別割）

第37号様式を次のように改める。

あて

世田谷区長名 印

徴収猶予取消通知書								
以下の決定日付で徴収猶予をしましたあなたの滞納金額については、以下のとおり徴収猶予を取り消しましたので、地方税法の規定により通知します。								
納税者	住所（所在地）							
	氏名（名称）							
猶予金額	税目	賦課年度	課税年度	期別（月）	未納額（円）	延滞金（円）	合計金額（円）	変更前納期限
		通知書番号						
	合計							
滞納処分費								円
徴収猶予決定日					年 月 日			
徴収猶予取消日					年 月 日			
取消事由								
＜備考＞								

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対して審査請求をすることができます。また、上記処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に世田谷区を被告として（世田谷区長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

税目は以下の略称です。

普徴：住民税（普徴） 特徴：住民税（特徴） ※令和6年度以降の住民税は、森林環境税が含まれます。

軽自：軽自動車税 ※平成31年度から令和7年度までは軽自動車税（種別割）

第39号様式から第42号様式までを次のように改める。

あて

世田谷区長名 印

換価猶予期間延長通知書								
以下のとおり換価猶予の期間の延長をしますので、地方税法 の規定により通知します。								
納税者	住所（所在地）							
	氏名（名称）							
猶予金額	税目	賦課年度	課税年度	期別（月）	未納額（円）	延滞金（円）	合計金額（円）	変更前納期限
		通知書番号						
	合計					円		
	滞納処分費					円		
猶予期間延長期間				年 月 日から 年 月 日まで				
該当条項				地方税法				
担保								
納付計画								
＜備考＞								

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に世田谷区を被告として（世田谷区長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

税目は以下の略称です。

普徴：住民税（普徴） 特徴：住民税（特徴） ※令和6年度以降の住民税は、森林環境税が含まれます。

軽自：軽自動車税 ※平成31年度から令和7年度までは軽自動車税（種別割）

あて

世田谷区長名 

換価猶予取消通知書								
以下の決定日付で換価猶予をしましたあなたの滞納金額については、以下のとおり換価猶予を取り消しましたので、地方税法の規定により通知します。								
納税者	住所（所在地）							
	氏名（名称）							
猶予金額	税目	賦課年度	課税年度	期別 (月)	未納額（円）	延滞金（円）	合計金額（円）	変更前 納期限
		通知書番号						
	合計							円
滞納処分費							円	
換価猶予決定日					年	月	日	
換価猶予取消日					年	月	日	
取消事由								
＜備考＞								

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対して審査請求をすることができます。また、上記処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に世田谷区を被告として（世田谷区長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

税目は以下の略称です。

普徴：住民税（普徴） 特徴：住民税（特徴） ※令和6年度以降の住民税は、森林環境税が含まれます。

軽自：軽自動車税 ※平成31年度から令和7年度までは軽自動車税（種別割）

あて

世田谷区長名 印

滞納処分執行停止通知書								
あなたの滞納している次の税については、以下のとおり滞納処分の執行を停止します。 しかし、これによってあなたの納付義務が消滅したわけではありませんので、資力が回復し次第直ちに納付してください。								
納税者	住所（所在地）							
	氏名（名称）							
滞納金額	税目	賦課年度	課税年度	期別（月）	未納額（円）	延滞金（円）	合計金額（円）	変更前納期限
		通知書番号						
	合計					円		
滞納処分費					円			
執行停止日				年 月 日				
停止要件				地方税法				
<備考>								

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に区長に対して審査請求をすることができます。また、上記処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に世田谷区を被告として（区長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

税目は以下の略称です。

普徴：住民税（普徴） 特徴：住民税（特徴） ※令和6年度以降の住民税は、森林環境税が含まれます。

軽自：軽自動車税 ※平成31年度から令和7年度までは軽自動車税（種別割）

あて

世田谷区長名 印

滞納処分執行停止取消通知書								
年 月 日付で滞納処分の停止をしました次の税については、以下のとおり滞納処分の停止の取消しをしましたので、直ちに納付してください。 地方税法 の規定により通知します。								
納税者	住所（所在地）							
	氏名（名称）							
滞納金額	税目	賦課年度	課税年度	期別（月）	未納額（円）	延滞金（円）	合計金額（円）	変更前納期限
		通知書番号						
合計								円
滞納処分費								円
取消日			年 月 日					
執行停止取消理由								
<備考>								

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対して審査請求をすることができます。また、上記処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に世田谷区を被告として（世田谷区長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

税目は以下の略称です。

普徴：住民税（普徴） 特徴：住民税（特徴） ※令和6年度以降の住民税は、森林環境税が含まれます。

軽自：軽自動車税 ※平成31年度から令和7年度までは軽自動車税（種別割）

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区特別区税条例施行規則の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割及び軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。